

研究資金の使用に関する不正防止対策の基本方針

令和2年2月17日制定

一般財団法人マイクロマシンセンター

一般財団法人マイクロマシンセンター（以下「MMC」という。）は、研究活動を実施するための研究資金の運営・管理を適正に行うため、研究資金の使用に関する不正使用、不正受給（以下「不正」という。）防止対策の基本方針を以下のとおり定める。

- 1 MMCにおける研究資金の不正防止対策の実施に関して、責任体系を明確にする。
- 2 研究資金の事務処理手続きのルールを明確にするとともに、研究資金の運営・管理に関わる全ての構成員に対して、不正防止対策の理解を深めるためのコンプライアンス教育を実施し、抑止機能を備えた環境・体制を構築する。
- 3 不正を発生させる要因を把握し、これに対応する具体的な不正防止計画を策定し、不正防止対策を着実に実施する。
- 4 適正な予算執行を行うために、当事者以外によるチェックが有効に機能するシステムを構築・運営し、研究資金を適正に管理する。
- 5 研究資金の管理・執行に関する運用の相談窓口を設置するとともに、研究資金の不正への取組に関する方針等を外部に公表する。
- 6 不正発生防止のため、実効性のあるモニタリングを実施する。

（附則）

この基本方針は、令和2年2月17日から適用する。